

茨城県報 号外

昭和44年 4 月21日

月 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

ページ

●道路の区域変更 (9 件) (道路維持課)	1
県道結城岩井線	1
県道古河岩井線	2
県道西関宿栗橋線	2
県道境間々田線	3
県道宗道古河線	3
県道久能中田線	4
県道小山菅生小絹停車場線	4
県道土浦岩井線	5
県道伏木岩井線	5
●道路の供用開始 (9 件) (")	6
県道結城岩井線	6
県道古河岩井線	6
県道西関宿栗橋線	6
県道境間々田線	7
県道宗道古河線	7
県道久能中田線	7
県道小山菅生小絹停車場線	8
県道土浦岩井線	8
県道伏木岩井線	8

告 示

茨城県告示第527号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和44年 4 月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年 4 月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 結城岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
猿島郡岩井町大字弓田 字ぬかりど854-3番地から	旧	5.5~10.0	1,566.0	
猿島郡岩井町大字弓田字八幡協 2191-1番地まで	新	9.5~23.5	1,453.0	

茨城県告示第528号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 古河岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
猿島郡総和町大字磯部字香取東 1811-3番地先から	旧	6.0~11.0	290.0	
猿島郡総和町大字釈迦 字才仏45番地先まで	新	8.5~15.0	290.0	

茨城県告示第529号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞村大字江川字土塔 32-1番地先から	旧	メートル 6.0~7.5	メートル 270.0	
猿島郡五霞村大字江川字土塔 27-1番地先まで	新	10.0~10.5	270.0	

茨城県告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 境間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字小堤字溜井 1194-1番地から	旧	メートル 5.0~8.5	メートル 146.0	
猿島郡総和町大字小堤字北新田 321番地まで	新	9.0~12.0	146.0	

茨城県告示第531号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗道古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡三和町大字恩名字台 2041番地先から	旧	メートル 5.0~7.5	メートル 112.0	
猿島郡三和町大字恩名字地藏堂 2246-1番地まで	新	8.0~8.5	112.0	

茨城県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久能中田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字上砂井 字道場免135番地先から	旧	メートル 4.0~5.5	メートル 77.5	
猿島郡総和町大字上砂井 字道場免146番地先まで	新	8.5~11.0	77.5	

茨城県告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字薙打字万蔵坊 458-1 番地先から	旧	メートル 3.5~5.5	メートル 180.0	
猿島郡岩井町大字薙打字西浦 425-1 番地先まで	新	6.0~11.5	180.0	

茨城県告示第534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字馬立字久保 519-1 番地先から	旧	メートル 5.5~9.0	メートル 379.0	
猿島郡岩井町大字馬立字久保 115-1 番地先まで	新	7.5~13.5	400.0	

茨城県告示第535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 伏木岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字岩井字新田前 4950番地先から	旧	メートル 4.0~10.0	メートル 125.0	
猿島郡岩井町大字岩井字新田前 4942—1番地先まで	新	7.0~13.0	125.0	

茨城県告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字弓田字ぬかりど854—3番地から
猿島郡岩井町大字弓田字八幡協2191—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 古河岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字磯部字香取東1811—3番地先から
猿島郡総和町大字釈迦字才仏45番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線

- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞村大字江川字土塔32—1番地先から
猿島郡五霞村大字江川字土塔27—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 境間々田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字小堤字溜井1194—1番地から
猿島郡総和町大字小堤字北新田321番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 宗道古河線
- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町大字恩名字台2041番地先から
猿島郡三和町大字恩名字地藏堂2246—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第541号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 久能中田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字上砂井字道場免135番地先から
猿島郡総和町大字上砂井字道場免146番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第542号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道 小山菅生小絹停車場線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字荏打字万蔵坊458-1番地先から
猿島郡岩井町大字荏打字西浦425-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第543号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道 土浦岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字馬立字久保519-1番地先から
猿島郡岩井町大字馬立字久保115-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

茨城県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年4月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道 伏木岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字岩井字新田前4950番地先から
猿島郡岩井町大字岩井字新田前4942-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年4月21日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 2 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨城県
発行所

印刷所 茨城県印刷所